

済生会境港総合病院薬剤師公的奨学金返還金助成規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県済生会境港総合病院（以下「病院」という。）の薬剤師業務に従事する者に対し、公的奨学金（以下「奨学金」という。）の返還債務を助成することにより、安心して働きやすい職場環境づくりに資するとともに、特に確保が困難な職種である薬剤師の人員の充足を図ることを目的とする。

(対象とする奨学金)

第2条 助成の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 日本学生支援機構奨学金
- (2) 鳥取県育英奨学金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、院長が特に必要と認めた奨学金

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、病院の薬剤師業務に従事し、6年間継続して勤務する見込みである者で、奨学金の返還債務を有している者とする。ただし、奨学金の返済債務を2以上有している者については、返還債務を助成できる奨学金は1種類のみとする。

(助成月額)

第4条 奨学金の返還債務に対する助成月額は、返還年賦額を12で除した額とする。ただし、月額5万円を上限とする。

2 他の奨学金返還助成制度を重複して受けている場合は、返還年賦額から他の奨学金返還助成金の支給年額を控除するものとする。

(助成期間)

第5条 奨学金の返還債務に対する助成期間は、原則第6条第2項の規定により助成が決定した日の属する月から、奨学金の返還債務が完済される日の属する月までの間とする。ただし、6年間を限度とする。

2 前項に規定する期間において、休職、産前休暇、産後休暇、育児休業及び介護休業（以下「休職等」という。）の期間がある場合は、休職等となった日の属する月の翌月から復職した日の属する月までの間は助成は行わない。この場合において、当該月数は前項に規定する期間には含めない。

(申請及び決定)

第6条 奨学金の助成を受けようとする者は、当院の規程について説明を受けた後で、奨学金返還届（様式第1号）及び奨学金の返還等を証明する書類を提出しなければならない。

2 病院長は、前項の規定により申請があったときは、その申請に係る事実を確認し、助成額及び助成期間を決定し、奨学金助成決定通知書（様式第2号）を申請者に通知する。

(支給方法)

第7条 前条の助成額の支給方法は、前条の規定により算出した助成月額を給料日に支給するものとする。

(助成の取り消し)

第8条 助成を受けている者が次の各号に該当する場合は、助成を取り消すものとする。

- (1) 助成金の支給を受けることを辞退したとき
- (2) 病院を退職したとき
- (3) 病院長が支給することが不適切と判断したとき

(交付決定者の責務)

第9条 交付決定者は就業した日から起算して6年を経過する日まで勤務を継続しなければならない。

(奨学金の返還)

第10条 前項の規定する責務に反するときは、助成金を一括返還しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、公的奨学金の返還金助成に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

公的奨学金返還届

令和 年 月 日

鳥取県済生会境港総合病院長 様

職名

氏名

印

済生会境港総合病院薬剤師公的奨学金返還金助成規程に基づき、奨学金の返還額等を届け出ます。

(奨学金の返還額を記載した文書等証明書類 通添付)

公的奨学金の種類（該当する□にレ印を記入する）

 日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種） 鳥取県育英会奨学資金 その他奨学金（ ）

返還総額（残額）	円		
割賦方法及び返還額	<input type="checkbox"/> 月賦	返還月賦額	円
	<input type="checkbox"/> 半年賦	返還半年賦額	円
	<input type="checkbox"/> 月賦・半年賦併用	返還月賦額	円
		返還半年賦額	円
返還開始年月日	西暦	年 月 日	
返還回数	回	（最終返還年月日 西暦 年 月 日）	

《総務課記入》

上記のとおり確認し、規程第4条に規定する助成額は以下のとおり算定する。

規程第2条第1項第1号該当（日本学生支援機構奨学金）	月額	円
規程第2条第1項第2号該当（鳥取県育英会奨学資金）	月額	円
規程第2条第1項第3号該当（その他日本学生支援機構奨学金）	月額	円

公的奨学金返還助成決定通知書

令和 年 月 日

様

鳥取県済生会境港総合病院
病院長 佐々木祐一郎

公的奨学金返還助成について、下記のとおり助成額の支給を決定しましたので通知します。

記

助成額	月額 円
助成期間	令和 年 月から令和 年 月まで
支給方法	毎月給与支給日に支給